

砂川市訓令第11号

令和7年4月1日

砂川市農業次世代人材投資資金(経営開始資金)交付要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市農業次世代人材投資資金（経営開始資金）交付要領の一部を改正する訓令

砂川市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要領（平成24年訓令第32号）を次のように改正する。

第1条中「新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農者緊急対策要綱」という。）」を「新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農者円滑化対策要綱」という。）別記1」に改める。

第2条第2号ア中「、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条の規定に基づく公告があったもの」を削り、「第18条」を「第18条第7項」に改め、同条第6号を次のように改める。

(6) 地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置づけられている、又は位置づけられることが確実と見込まれること。

第2条第8号中「新規就農者緊急対策要綱」を「新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）」に改め、同条第9号を次のように改める。

(9) 経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）の別記1経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。

第2条第13号中「5年度前」を「3年度前」に改め、同条に次の3号を加える。

(14) 環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。

(15) 青年等就農計画等の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

(16) 新規就農者育成要綱の別記1経営発展支援事業、新規就農者緊急対策実施要綱の別記6初期投資促進事業又は新規就農者円滑化対策要綱の別記2初期投資促進事業について補助対象事業費の上限額である1,000万円（夫婦で共同経営する場合は夫婦で1,500万円）の助成を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。

第3条第2項中「前項本文」を「前項」に改め、同項第3号中「人・農地プラン」を「目標地図」に改め、同条第3項中「人・農地プラン」を「目標地図」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。